

第百二十三回 参議院通信委員会 會議録 第十一号

平成四年五月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

岡野 裕君

陣内 孝雄君

五月二十八日

辞任

伊江 朝雄君

関根 則之君

補欠選任

伊江 朝雄君

成瀬 守重君

補欠選任

松浦 孝治君

二木 秀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柏谷 照美君

尾辻 秀久君

斎藤 文夫君

大森 昭君

中村 鋭一君

沢田 一精君

成瀬 守重君

平野 清君

二木 秀夫君

松浦 孝治君

守住 有信君

及川 一夫君

國弘 正雄君

三重野 栄子君

山田 健一君

矢原 秀男君

吉岡 吉典君

足立 良平君

下村 泰君

国務大臣

郵政大臣

政府委員

郵政大臣官房長

郵政大臣官房審議官

郵政省通信政策局長

郵政省電気通信局長

郵政省放送行政局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

文化庁文化部署作権課長

厚生省社会局更生課長

通商産業省機械情報産業局電気機器課長

渡辺 秀央君

木下 昌浩君

金澤 薫君

白井 太君

森本 哲夫君

小野沢知之君

大野 敏行君

伊勢呂裕史君

松尾 武昌君

青柳 桂一君

本日の会議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柏谷照美君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、岡野裕君及び陣内孝雄君が委員を辞任され、その補欠として伊江朝雄君及び成瀬守重君が選任されました。

○委員長(柏谷照美君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○足立良平君 それでは、私の方からまず質問をいたしたいと思います。

高度情報化社会というものはますます進展をしていく。そういう観点からいいますと、今回のこの電波法の一部を改正する内容というのは必要やむを得ざる方向ではないかと、こういう考え方を保持しているわけでありまして、そういう観点で質問を続けさせていただきたいと、このように思っています。

それで、今回創設をされようとしたしてあります電波利用料に加えて、既にあります申請及び検査の手数料とそして登録免許税、そして今回の電波利用料、この三つの料金というものの、料金というのか税金といいますが、この三者の性格をきちんとしておかないと後々混乱を起してくるのではないかと、こんな感じを私は私は受けております。

この考え方といたしまして、この申請あるいは検査の手数料という考え方は、申請、検査等個別に行われる国の役務にかかわる費用を賄うものというふうに、これは一昨日の本委員会におきまして局長の答弁がございました。それから今回創設をされようとしている電波利用料というのは、免許人全体の受益を目的として行政事務にかかわる共益的な費用を賄うもの、こういう答弁をお聞きいたし、表現が若干違うかもしれませんが、考え方としてはそのように私は受けとめているわけでありまして、森本局長も一昨日の本委員会における答弁の中で、この電波利用料も広い意味における手数料とも解することができるといふふうにも答弁がされております。

私がここで質問をいたしたいと思っておりますのは、国の役務にかかわる行政費用を賄うための料金は、その申請及び検査の手数料と、それから電波利用料もある面においてはよく似たことになるわけでありまして、そういう面からいいますと、性格は大変似ているのではないかと、このように思えてならないわけでありまして、一見いたしますと、むしろその申請料は、従来ずっとありました昭和二十五年に設定されたこの申請料というものは、電波利用料に包含されるのではないだろうか、性格的に言いますと、そういうふうにも解されるわけでありまして、そういう面でも両者の費用が実際どのように異なっているのか、特にこの申請から免許までの行政事務にかかわる部分の経費につきまして、この両者の違いというものをひとつ明確に御答弁を願いたいと思っております。

○政府委員(森本哲夫君) 足立先生のお話のように、大枠と申しますか、この二つの大ざっぱな性格づけというのは私もこれまで御説明をさせていただいておるところでございます。端的に申せば、利用料というのは、今後不法無線とかあるいは事務の機械化のためにどうしてもやってもいらないかならない新しい施策でございますが、この費用の負担は、結局免許人全体の受益を目的に行われる共益的な行政事務費用だということ、これはもう先生の御指摘のとおりでございます。現行の免許申請手数料はこれとは異なりまして、免許人が特定の具体的な免許申請を行う、その際の個別に行われる国の役務にかかわる費用を賄うと、こういう性格のものでございますので、まさに一種の実費的な性格のものでございます。したがって免許申請手数料というのは、不適当であつて免許は差し上げるわけにはいかないというケースのときにもいただかなきゃならない。それが全部かかっていることですから、免許は結果的にパスしてもいなくていいだかなきゃならない実費でございます。

そういう意味で基本的な性格が違つてございまして、具体的にどういふことかという御指摘

がございましたので、これを整理いたしますと、まず公益費に当たります電波利用料、これは先生御案内のとおり総合無線局管理ファイルというもので各般の電波監理行政事務全般に活用しようというものでございまして、例えばデータベースを構築する費用が入ります。データベースというのはコンピュータを使ってやりますので、私どもはコンピュータを購入じゃなくて借料でやってみようと思っておりますので、そうするとコンピュータの借料が入ってまいります。それからコンピュータを各地の間で結ぶ通信回線が入ってまいります。そういう意味の回線費といえますか、そういう費用が当然のことながら予定されるわけでございます。

一方、手数料の方は、さっき申しましたように免許申請事務一件ごとの費用でございまして、現実には今負担をお願いしておりますが、これは一件ごとに要する費用の人員費、それから光熱費等の共通庁費、それから免許状を発行いたしますから、そうした紙代とか印刷代とかそういうたぐいのもの、発行費用でございまして、具体的にはそういうことでございまして、賄う費用は今申しましたように異なる部分でございまして、二つのものは全く別のものを対象にしておるということを申し上げることができると思っています。

○足立良平君 一応今そういう答弁をいただきましたが、考えてみますと、分かれておるようであつて実際は相当二アリーイコールといえますか、重なつておるような部分が相当強いのではないかと。さっき言われましたように、検査の方はちょっと省略いたしますが、申請手数料というのは人員費、光熱費、あるいはまた発行のいわゆる事務費的なものと、こういうことでございまして、人員費とか光熱費的なものは行政費として一般的に解されなやならない性格のものであらうと思ふんですね。そうしますと、私はちよつとこの点では、この電波利用料が主として二つの、今局長から答弁ありました事務の効率化、コンピュータ化の問題とか、それからもう一つは不法無線の取り締

まりを中心にしたそういういわゆる電波の秩序を維持していく、こういう二つの面があるかと。不法無線の取り締まりの問題はちよつと別として、この事務の効率化の問題というものと、それから申請手数料の事務的なものというものは私はいくつか意味では相当ラップしてゐるのではないかと。そういうふうな思ひをたないわけでありまして、それからもう一つ、これはちよつと後ほど質問をさせていただきたいというふうに思つておりましたが、今局長の答弁にもありましたから、同時に私今ここでお聞きをしておきたいと思ひますのは、STARSとの関係なんです。STARSといひますのは、たしかこれは昭和五十五年以降でございまして、電気通信行政情報システムをコンピュータ化して、機械化して、コンピュータ化して、今日までずっと進めてきておるわけですね、約十年近く。しかもそれは平成四年度の予算で見ますと約四億くらい、四億五千万ですかね、予算が既につけられてゐる。そうしますと、この電波利用料で機械化して、コンピュータ化して、事務を合理化し、そして受益者全体のところにより共益的にやつていこう、こういう考え方と、そして一方では昭和五十五年以降STARSということで、こういう情報化社会に向かつて現実的にそのコンピュータ化といひますか、そういうものをしていかないと対応することができないではないかという観点で郵政省としては既にやつてきておるわけですから、そういう面との兼ね合いといひますか、ある面ではダブつてくる。したがつて、そういう面では私質問をいたしたいと思ひますのは、来年度からの新規の監理システム整備計画にこのSTARSというものは吸収されていくことになるのかどうか、この点再度お聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(森本哲夫君) 確かに、そういう一見非常に似たもので、二つがあいまいじゃないかと。御懸念は大変大事な指摘でございまして、私どももそこが現実になつていたんでは法律

の制度として甚だ不備があるということで、この整理については十分きちんとした対応ができるようにこれまでも努力をしてまいりましたし、今後とも予算の過程でちよつとそこを混同あるいは重複したりというふうな格好にはなつていないというところを十分説明させていただきなやならぬと思つております。

これは、経過的に言ひますと、コンピュータのデータベースの構築というのは平成五年度に一遍にできるものではない。現在ある無線局のデータベース、無線局の諸元を全部こういう新しいシステムに入れ込むという作業におよそ三年ぐらいかかります。その間新しく免許もまた年間百万に近いものがふえていくということで、相当な作業量にはなつておるわけでございまして、いづれにしても、完成しました晩には、あらゆるデータベースとしての活用が相当広範囲にできるだらうと思つております。

ただ、現在このSTARSというものは、電気通信行政情報システムということで、アマチュアとかパーソナル無線とか、無線局全体の中の一部でございまして、その登録の事務に使つておることは確かでございます。この無線局の対象とかデータ項目が非常に限定されたものになつておるまして、今回予定をいたしております総合ファイルというものをこしらへますときには、さらにいろんな諸元を入れなやならないと思つております。したがつて、今申しますように、新しいシステムができれば将来これに乗り移つていくことは確かでございますが、それまでの間は、このSTARSをなくしてしまつたあとにまたあつたつておるにしまつたつておる必要が

あるわけでございます。そこで、そうしたら移るかということなんです、完全に移るにはまた新たな、ちよつとややくらゐるものに転用できるんですが、これを免許申請事務処理にも活用しようといひますと、必要なソフトウェアをつくりまして、そのソフト

を使ってデータベースを動かして、そして免許事務に活用するということになるかと思つております。そういう構造でございまして、それができ上がりますまでの間はSTARSを使つていかなやならない。同時に、そのでき上がる期間を短くしながらできるだけ早いうちにデータベースを構築し、でき上がったならばまた新しいソフトを追加して免許事務に活用できるようにしたい、あるいは検査にも活用したい、あるいは監視にも活用したい、こういう構造に相なつてゐるわけでございまして。

○足立良平君 わかりました。

それでは次に質問を進めていきたいと思います。この申請手数料の関係でもう少し聞いておきたいと思ひますのは、今現在無線局が七百万局、これはさらにどんどんふえていくということが想定されておりますし、郵政省の予測にいたしましたも、この申請手数料は現在約八十億円が百数十億円ぐらゐに伸びていくだらうというふうに想定がされておるようであります。今質問させていただきますように、この行政監理システムというのは、これは一応STARSの関係もありましてけれども、これからコンピュータ化して進めていくということになつてまいりますと、従来のSTARSだけで機械化していくよりも、この電波利用料のなによりまして、もちろんソフトの開発とかいろんな新しい仕事かふえますけれども、しかしやっぱり合理化し、効率化していくことは否めない事実だと思ひます。

そうしますと、この電波利用料は三年後に必要があれば見直しをしようというふうに法案ではつきましています。そうしますと、この申請手数料につきましても、いわゆる事務の部門につきまして三年後の見直しということを考える考え方がありましかどうか、ちよつとこの点についてお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺秀央君) 事務的な面は局長からお答えをさせていただきますが、これからのいた

く手数料を、問題は前段の方の質問ですけれども、今までやってきた政策の中に組み入れるということがあつてはならぬ、こういうことだと思ひます。あくまでも電波利用料は、今共益の中にある利用者に対して、あくまでもそこに使用され、あるいはまたそこに処理されていくということが一番大切なことだと思ひますので、新しい制度の出発ですから、私の立場からも、足立先生の御懸念を十分に踏まえて、注意をして予算執行をしていかなきゃならぬというふうに思ひます。

今のお尋ねであります、手数料を見直すということになるのかということですが、今までもそうだと思ひますけれども、免許申請手数料というのは実費の範囲内で今まで刻々と見直ししてきました。こういった新しい申請手数料という金額の問題につきましても、三年後にその料金全体を見直すという中で、制度はもろに見直すわけじゃございませんが、料金全体を見直す中でその申請手数料の問題もということはやっぱりその範囲に入ると考えていただいていいのではなからうか。もちろん減の場合もあるし、増の場合もあるかも知れませんが、しかし見直しという時期は、三年後というセッティングは、大体そういう考え方でお願ひをできればというふうに、免許申請手数料ですね、その実態を踏まえながら手数料の見直しも含めて考えていきたいというふうに思ひます。

あと、局長から答弁をさせます。
○政府委員(森本哲夫君) 基本の枠組みは大臣から申し上げたとおりでございます、手数料というのは大体三年ごとに、要するにその設定したときのいろんな経済情勢がかわつてまいりますので、通例大体三年ごとに見直しているのが一般的でございます、私どもの手数料もそういう経過を踏んで今日まで来ております。

ところで、さつき申しましたように、今の手数料は簿冊方式を原則としながらやっておりますのを前提としてコスト計算いたしておりますが、将来今言いましたようなソフトを開発してそちらに

乗つかると思へば、その構造に見合つた形での手数料の算定をさせていただこうと。

ただ、さつきも申しましたように、平成五年から三年かかつてデータベースがでますので、この次あたりはときにはまだ現状のままになつてゐる可能性が十分高いのかと思ひますが、いづれにしても、大臣が申し上げましたように、必要な見直しをその時点その時点でやつていくべき性質のものだろうと考えております。

○足立良平君 それでは、次に登録免許税の関係についてちよつと見解をお伺ひしたいと思ひます。
この登録免許税は、これは件数としては大変に少ない。現在二十二件で約二百三十万圓強、このくらの金額のようでございます。これも郵政省の説明をお聞きいたしております、この免許税というものは免許人の担税力に着目すると、こんな状況のようでございますので、電波利用料と性格を異にしていくので一応そのまま残していきたいというふうな考え方をされてゐるというふうに一応理解をいたしております。

それで、ここで私ちよつとお聞きをいたしたいのは、この法案の百三条の二の第一項でございすけれども、登録免許税と電波利用料とのいわゆる併課はしないということに、それは初年度だけです、一年間だけは併課しない、こういうことに一応なつております。

ところが、この申請手数料と免許税、これはいづれも電波の利用料とは性格を異にするものであります、手数料は利用料とは併課をしてゐる。手数料と利用料は併課する。それから免許税の方は、これは利用料を一年間だけ免除をする。一体どういう考え方であるという区別をされてゐるのか、ちよつとお聞きをしておきたい、このように思ひます。

それから、同じくこの関係でございすが、これは大変古い話で恐縮でございすが、昭和四十二年五月二十五日、これは参議院の通信委員会でございます。この通信委員会で登録免許税の問題

について議論をされた。議事録を私づつと拝見いたしました。この議事録を見ますと、なるべく課税をするのは絞つていきたいということで今日の二十二件くらいになつてゐるわけでございます。

が、その中身をずつと読んでみますと、将来電波使用料を徴収することとなつた場合には登録免許税は廃止することを考える余地があるというふうな、当時郵政大臣は小林さんでございすけれども、その趣旨の答弁がされてゐるわけでございます。そういう面では、これはむしろ郵政省の物の考え方、あるいはまた通信委員会としても、むしろそれは将来の変化というものを十分に考えるべきではないかというふうな議論をされた上での答弁でございすから、これは単に郵政省だけでなしに、通信委員会としても大体そういうふうな物の考え方をされてゐたのではないかと、このように私はこの議事録を読んでおりました。実は理解をいたしております。

したがって、課税当局の大蔵省といかなる交渉経過を踏まえて今回のこのような提案の結論になつたのか、この点をちよつとお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(森本哲夫君) 電波利用料とそれから免許申請手数料との関係については、別の経費を対象にするということですから、併課というよりは別のものにそれぞれ負担をお願いする。ちよつと平たく言えば、学校の入学試験の受験料が免許申請手数料とすれば、入つてからの学費が利用料みたいな感覚で、両者は全然別のことだと、大変どうも正確な例えで恐縮でございすが、別のものだということをまず申し上げたいために申し上げたわけでございす。

お示しの登録免許税といふものは、これは電波法に限らないわけですが、財産権の創設等の登記あるいは登録、あるいは国の行う事業免許、こういうものについて登録免許税が課せられるわけでございますが、これはそうした登録とか免許とかによつてその事業者が持つております税に対する負担能力、担税力に着目して課せられるとい

うことに相なつております。

ただ、国が登録とか免許とかをいたします際に登録免許税を取ると同時にまた手数料も取るということについては、いわば免許人にとっては二つの負担が同時に行われるということになりますので、これは従前からいろいろ議論があつたようでございますが、昭和四十二年の閣議決定において、登録免許税が課せられる場合には原則として手数料を課さないという政策が決つてゐるわけでございます。私どもも、こういう原則に従ひまして現在の電波関係の手数料についてもお返しをするという構造になつておるわけですが、手数料の方は、利用料の方も同じ考え方、その際は初年度の利用料はいたさない、納付をしなくてよろしい、こういうのが法律のお示しの条文に書いてあるわけでございす。

もう一つのお尋ね、先生に御指摘いただきまして私どもきのう夜中にこの通信委員会の議事録を読ませていただきました。参議院通信委員会が當時、放送事業者から一定の電波使用料を徴収することの議論が行われていたようでございます。これは使用料と言つておりますが、その場合、そういうものをつくるかどうかというのは当然いろいろ議論があつたようでございますが、つक्तた場合には登録免許税を廃止するということについて御質問がありまして、確かに小林大臣は、放送法、電波法の改正の際に再考するという答弁をいたしております。

ただ、ここで言ひます当時の電波使用料というもの詳細が、きのうも大分書類もひっくり返してみましたが中身がよくわかりません。一種税金に類似するものではないかと想定される部分、そういう検討をしてゐたのではないかと、こういうことがあつたところでは、当時こういうものは取ることを適当としないということもあつたようでございます。いづれにしても将来議論をしようというこの議論があつたことは確かですが、時期を同じうして、四十二年以降は今申しました整理

で、手数料とそれからこうした登録免許税の関係はただいま申したような形で、負担をする側の事情も考慮すれば手数料部分は取らないことにしていこうというのでこれまでずっと来ておるわけでございます。今回の利用料についてもそういう構成に従ったところでございます。

○足立良平君　ちよつとはつきり理解しにくいんですが、まあ一応これはここまでにしておきましょう。使用料というちよつと名称は違いますけれども、私の読み方が間違っているかもしれませんけれども、現在の電波利用料の物の考え方と使用料、相当似通った議論ではないかなという感じを私は受けておりましたので、また改めての問題にさせていただきたいと思います。

それで、次に進めさせていただきたいと思うんですが、これは一昨日の議論の中にも少し出ておりまして、ダブってまことに恐縮でございますが、電波監理行政の課題としまして、いわゆる行政事務の簡素化、あるいはまた電波利用環境の確保の問題、あるいはまた周波数需要への対応の問題、いろんな今日の一層重要な課題がある。そして今回の電波利用料というのは、今申しましたいわゆる行政事務の簡素化の問題と電波利用環境の確保をしようというところの二つの考え方に収められてきている。そういたしますと、これは一昨日吉岡委員の方から提起をされたかと思えますけれども、三年間で大体双方百二十億ずつ、合計二百四十億。一体どういうふうな電波監視及び監理システムを整備していくのかということでございます。

これはちよつと私の聞き違いであつたのかもし
れませんが、局長の答弁を聞いておりましたら、
監視車ですか、車を数台だけふやすんだというふ
うな感じに私受けとめたものですから、現実的に
三年間で約百二十億程度のお金をつぎ込んで監視
システムというのをきちんとしていこう、という
う考え方と私は理解しているんですが、車数台だ
けといつたらちよつとどうなっているのと、こん
な感じも受けますので、その辺のもう少し具体的

な内容を端的にひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(森本哲夫君) 監視にはどうしても電波を広く監視するための固定監視施設という一種のタワーみたいなものが必要でございますが、これは札幌とか仙台とか東京とか主要都市を中心に十四カ所ございしますが、監視の可能な範囲といひますのは大体二、三十キロ程度でございます。特に、各種の電子機器、ハイテク機能を用ひまして、不法電波の発射源がどこかということが画面に出してくる遠隔方位測定施設というのがございますのんですが、それを備えておりますのは残念なことになってございまして、あととは方位測定機能がない固定施設になってございます。

実は、不法無線の摘発の際は、こういう固定監視施設の機能を十分発揮して、ある程度エリアが定まったところで、そこへ監視車を出動させて具体的な所在を突きとめる、こういうことにいたすわけでございますが、現在電波監視車は全国で四十台、これはせんだつても申し上げたわけでございますが、この車もまた今申しました固定監視と同じように中身に精粗がございまして、不法電波の発射源の地点を画面上に表示する測定性能が入っているのは二台だけでございまして、あとの三十八台はいわば普通の車でございまして、いざというときに必要な機器を搭載しまして出かける、こういうシステムでございまして。

そこで、私どもとしては、こういう状況でございますので、全体として一期三年、これを三期で全体の監視施設をぜひ整えたいと思っておりますが、当面一期におきましては、さつき申し上げました固定監視施設が不十分でございますので、これについて政令指定都市の大部分、現在三カ所と言いましたが、さらにそれを含めまして札幌、東京、横浜、川崎、千葉、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡、全部含めまして常時固定監視が可能なような形のまず固定施設をつくりたい。同時に、今周波数は限度がございます。高い方の周波数は今見れていないものでございますので、その周波

数をうんと膨らませる。そういたしますと、現在大体四キロから五キロの誤差のところを、こういう格好にいたしますと大体一キロ範囲以下には絞られるんじゃないか、こう思っております。

そこで、あとの情報をもとにいわゆる監視車が出動するわけでございますが、さつき申しましたように高度の機能を持つものは二台でございしますが、これを全体十二台ふやしまして十四台にしたい。その他の部分は従前のような形にしたい。ですが、これもちゃんと機器の性能を上げたい。

何で全部やらないのかという御疑問もあらうか
 と思うのですが、全車が常時ああいうど
 にかいのものをつけて走り回っていると不法発信者
 に探査しているということが感づかれることもござ
 いますので、そうしたすべてがすべてこういうう
 形を要求しないということもございます。結果的
 に六台ふえるわけですが、中身がごろっと変わっ
 て高性能のものに配備がえられるわけで、一期三
 年で当面そこまでぜひこぎつきたい、こう思っ
 てるわけでございます。

○足立良平君 それでは、行政の簡素化の問題についてもう少し質問いたしておきたいと思いま

今回の電波利用料で機械化していこうということと効率化をねらっているわけですが、これは単にそういう面だけにとどまらずに、行政そのものの簡素化の問題あるいは規制緩和、そういうことも一方では進めていかないと、電波行政というのも本当にどんどん肥大化するばかりになつてしまふということであらうと思ひます。事実、森本局長の答弁をずつとお聞きいたしております。まして、免許を不要とする局数の拡大あるいは申請書類の簡素化等を進めてきた、このように既に答弁をされておりますし、私はそれは大変必要なことだろう、このように理解をいたしております。ただ、例えば定期検査周期についても私は見直しをしていく必要が現実的に出てきているのではないか、このように実は思っているわけでありまふ。

これは電波法の七十三条の一項でございましたが、無線設備あるいは無線従事者の資格及び員

数、これを検査することになってゐるわけですが、この時期といたしまして、固定局の中樞局あるいはC S 3利用の衛星地球局は一年になつてゐる。その他の固定局あるいはまた移動局につきましては五年、これは無線局の定期検査規則にそれが載つてゐるようでございます。もう一度申しますと、固定局の中樞局あるいはC S 3利用の衛星地球局は一年になってゐます。その他の固定局なり移動局は五年になっております。こういう違ひが実は現実に出てきてゐる。これは技術がまだそんなに進歩してゐない状況の中では、私はそういうこともある程度必要なかもしれないと思ふんですが、技術の進展に伴ひまして無線設備の性能というのは今日大変に安定化をしてきてゐる。それから、無線従事者の資格あるいはまた人間の数等は書類提出によりまして確認することはもう現実に可能でございます。

そういうふうなことを考えてみると、点検周期が一年の局につきましては、他の局と同じように例えば五年に延ばすというふうなことも技術的にもあるいはまた実際問題としても可能ではないか、このように思うんですが、郵政省としての考え方をお聞きしたいと思います。

○政府委員(森本哲夫君) 無線というものの性格上、電波を発射するについては、原則として免許という格好でまず皆がこういう局の存在をわかり合う、そして使う機器についても一定の時期に狂いがないか、間違いない周波数を出しているかということはどうしても原則的には必要でございますが、おっしゃるような形でできるだけ、そうはいつても緩和できるものは緩和してまいらうというところでございます。

特に、おっしゃるように最近の機器の進歩というのは大変目覚ましいものもございまして、信頼性の向上という形で、余り期間がたつても従前と違つてそう大きな変動を来さないという実態もございまずので、こうした視点で私も定期検査の

期間の延長について現在検討に入っております。具体的に申しますれば、地球局については、一部の例外を除きまして五年に一遍、今は一年に一遍にしておりますが、五年に一遍の検査で足りるということにさせていただきます、こういうふうな考えをしております。もちろん、すべての無線局をこのようにいたしますと問題でございますので、例えば電気通信業務の中核となる機関に設置されるような、あるいは無線通信回線の統制機能を有するものにつきましては、これはやっぱり十分な対応が必要だと思ひますが、今申しましたような地球局についてはひとつそういう格好で対応してまいりたい、できれば年内にでも目途にいたしたいと思っております。

○足立良平君 それは大変ありがたい答弁をいただきました。そういう面で積極的に行政の簡素化、規制緩和の方向に向かってひとつ検討を進めていただきたい、このように思います。

それから、これもちよつと昨日の議論と少しダブっているのかもしれませんが、国からの電波利用料を徴収しない問題についてであります。

これは、大蔵省の方から出席されました答弁をお聞きいたしますと、二つの理由がある。一つは財政の観点から、これは同じことだからやめておきましょう、事務処理がふえますからやめておきます、この二つになつてゐるわけですが、考え方としては、国の本来課されるはずの経費というのは約四億円程度あるんだというふうにもお聞きをいたしておりますから、そうすると、これはむしろ免除されるというよりも、郵政省として、国としてまた別途十分考へておりますよ、あるいは負担しておりますよ、こういう答弁をずつと郵政省として今日までされておりますね。結局、利用料にかゝる措置として国として新たにいかなる費用の負担というものをすることになつてゐるのか、その点少しお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(森本哲夫君) 先生お話しのように、国は負担しないということについてはそういう整理をしてやつてまいりました。国としても各般の

行政経費を負担するということが公平は欠かれないと思つておるわけでありますが、これは結局平成五年度の話になりますので、平成五年度の予算をどう立てるかということになりますと、今まだこういうことだということを具体的に積算まで、これこれからの作業になりますので、申し上げる段階にまだなつていないわけですが、ただ一般的に申して、国が負担すべき部分については、先生御案内のとおり、人件費であるとか経常経費のほかに、例えば国際分相金とか国際協力に関する必要な経費とか、あるいはさつきのお話のSTARSとかにかゝる経費とか、あるいは宇宙通信の新しい対策のための経費とか、各般のお金が必要になろうかと思つておりますので、具体的には平成五年度の予算編成に向けて確定をさせていただきますと思つております。

○足立良平君 もう残り時間少ないので、簡単に二点だけ一括して質問しておきまして、答弁願ひたいと思ひます。

一つは国際放送との関係なんですが、先ほどちよつと聞きまして、国の方については、来年度以降の問題だけれども一応進めていく、負担をしていくということでございます。そうしますと、例えば国際放送、私も本委員会でも今提起をしてまいりましたけれども、この国際放送というのはこれからの日本の国家戦略として大変に必要だろつというふうに思ひます。したがつてそういう面では、これを国の費用として位置づけをしていく必要があるのではないかと。結局今NHKに委託をいたしてゐますけれども、国際放送の経費というものは約八十六億強、約百億強、国から交付しておりますのは約十六億四千強ということですね。相当NHKとしてはこれは負担を強いられるわけですね。ある面においては国際放送というものは丸々国が持つてゐるもの、先ほどちよつと質問いたしましたように、これは免除といひますか、国のぐるぐると回した中での経費として考へていくべき性格のものではないか、私は実はこ

う思ふんです。

概算いたしますと、NHKの国際放送相当分の利用料というのは、どういふ見方をすればいいのかわかりませんが、約二十四万円くらいですから金銭的には大した金額じゃございません。大した金額じゃございませんけれども、物の考え方として、国際放送の必要性というものは、国家戦略としてどうしても必要だ。しかもこれは国が負担すべきもの、こういう概念からすると、国の各省庁が全部負担するのをほとんど免除してゐるのと同じ物の考え方ではないかとこの部分はちよつとおかしいのではないかと、金額の問題は別です。物の考え方としてそんなふうにならうと思ひますが、郵政省の考え方をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう一点、ちよつと時間ございせんが、周波数逼迫への対応なんですが、当初の郵政省の考え方と大蔵省の考え方は今変わつてきた。その考え方は、今後十年間で四百七十億程度、一年間約五十億程度投入をして、そして周波数の開発について研究していくというふうな郵政省は考へていた。それが大蔵省との交渉の結果、一般予算等の中でそれは一応やつていく、こういうことになつてゐるわけですが、考へてみると、今までの通信総合研究所の研究費というのは、これは予算で約二十五億程度なんです。従来の電波利用料で郵政省として考へておつたのは年間五十億程度ですね。倍以上実はこれから周波数の開発費用というものは要ることになつてゐるわけですね。現実的に郵政省として本当に必要なというふうな今まで考へて進めてきたやつがばしやつてゐるわけですから、それでは具体的に一体どういふふうにしてこれから新しい周波数の開発というものを進めていくかとされてゐるのか、ちよつとその点をお聞きいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺秀武君) 前段のNHKの国際放送の問題は、まさに御心配をいたしてゐるところでございます。国際放送の役割あるいはまた国家的な見地から、国際化が進んでゐる今日の世界的な状況の中で、これはもうNHKの負担、い

わゆる聴視者負担ということだけで賄つていいものであるかというところは、今日までの質問の中でも、行く行くはこれはもう少し国家として、国としての財政の中から協力をし、あるいはまた補助をしていかなきゃいかぬ。かといつて大事なことは、NHKの言論あるいはまた公平な放送等、そういうものが阻害されることであつてもならないという観点をきちんと明確にしながら、これはしっかりと踏まえていかなきゃならぬことだと思つておりますし、今日まで答弁をしてきたところでございませう。

さて、この問題におけるいわゆる電波の利用料という問題は、国の免除いたしております災害という観点からと、NHKの国際放送を放送を願ひするということと無縁開設という観点からしますと、放送ということと災害救助、あるいはまた生命の安全、財産の保全というようなことを考へていくのとは、若干ちよつと違つた角度でこれはお願いせざるを得ないのではないかとこのように思ひます。で、公益者負担、受益者負担という観点からしますと、この特殊法人というNHKにおいてもこれはひとつぜひ、たとえ聴視者一人当たりの金額がいかに低くあつても、これは金額が低いからいいという安易な考へでなく、公平の原則からこれはひとつお許しをいただき、御理解をいただくのはひつとかなぬのではないかと。しかも、今回の利用料の減免の対象となつてゐる無線局、私先ほど申し上げたそういう防災、災害、人命にかゝる問題等々考へますと、これは別問題ということで御理解をいただきたい。

もう一つ、ちよつと時間がないので粗雑で恐縮でございますが、この一般財源にかゝる問題は非常に大事なところでございますので、ある意味では記録にとどめておくことが大切だと思ひますので、私から答弁をさせていただきます。これは実は昨年の暮れの予算折衝の段階で、電波利用料という問題は大臣折衝に持ち込まれたわけですね。言うならば受益者負担、そして有限で、しかも国民共有の財産である。いわば国の財産、

国有財産。国有財産だから利用するものは勝手に利用せよと言つたら、例えば土地の問題でも、国有財産の土地をみんな勝手に利用し合つたら、これは国の財産もたない。しかも今日の不法電波、あるいはまたこれからの電波の増設といふような、ふえていく。開局自身が五千万局といふ方向を考えてみても、この問題は、ひとつお互いにそれを大事にする、監視する。二十一世紀に残していく、子供たちや孫たちに大事にこの電波、高度情報時代というものの電波といふものの大切さを考え、あるいはまた大切に使用していき、みんながこれを監視し合つていくということではいいですねと、利用料をいただくことは。

しかし、問題は今おつしやつた開発に関して、電波資源の開発は、これは今後の国民あるいはこれから国民全体が受ける益である。これは国民からいただけてきている一般財源の中からひとつ電波の開発、あるいはまた資源に関しての研究開発費は大蔵省として考えてもらおうというところなのでありまして、そこで私は、ああそうだとばかりではなくて、なるほどそれは一つの理屈ですから、財政上の立場もこの間、寺澤君が言つたとおりですけども、私はさらに、それならば、我が郵政省の予算は一年間で一般財源三百億ですと、この電波の資源にかかわる費用だけでも三百億いくともわからない、それは一般財源できちんと将来考えてもらうということをこの場においてひとつ私からきちんと要求をしておき、あるいは大蔵当局に対して私の立場から発言をしておき、今後の郵政行政を進める上で、放送行政、通信行政を進める上において極めて大事な問題だとして、大蔵大臣、あるいは主計局の諸君たち、あるいは御案内のとおり与党の政策最高責任者という中で私はそういうことをきちんと実は申し上げた。これは記録にとどめてあるかどうか向こうはわかりません。したがって私はこの議会の記録にとどめておかなきゃならぬ、こう思いまして、御懸念もございましたので、あえて発言をさせてい

ただ、御了察を賜りたい、こう思うわけであり

たき、御了察を賜りたい、こう思うわけであり

○足立良平君 終わります。

○下村泰君 今国会の会期も延長がなければこの委員会も果たして今後開かれるかどうか懸念されるわけですけども、そこできょうは、電波法、放送法全体の視点から、私がこたわり続けてまいりました字幕放送の拡大という問題についての国会のまとめと整理、そして次につながる質問をさせていただきますと思います。

そこで、まず字幕放送の持つ意義ですね、それから重要性、必要性をどのようにお考えになつていらつしやるのか、認識なんという言葉がありま

すが、認識なんという言葉よりも、当局側がどう

いうふうにお考えになつていらっしゃるのか、厚生省、通産省そして郵政省、大臣は後でいろいろ聞かせていただきますので、それぞれ事務当局の御見解を聞かせていただきたいと思います。

○説明員(松尾武昌君) 聴覚障害者の方々が日常生活や社会生活を営んでいく上で最も必要なことは、さまざまな情報を適切に入手できることであると思ひます。そういう意味で、テレビの字幕放送事業については、郵政省において推進していただいておりますが、聴覚障害者がテレビ番組を楽しむことができ、また情報をリアルタイムで入手できるものであることから、非常に大事なことでありと認識しております。

○説明員(青柳桂一君) テレビ放送につきまして、言うまでもないことでございますが、ニュース等の情報番組とかあるいは娯楽番組等々、多くの番組を視聴者に提供するものでございまして、今やさまざまなメディアの中でも極めて重要な役割を果たしているものと思つていただいております。

このような状況の中で、聴覚障害者の方々もこのようなメディアを不自由とすることなく利用する上におきまして、字幕放送というのは極めて重要な役割を果たしているものであるというふうに認識いたしております。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。

テレビジョン放送が国民生活に密着したメディアとして社会生活に大きな役割を果たしている今日では、字幕放送は聴覚障害者にとりまして、番組の内容をよく理解したり、よく楽しんでいただく上で必要不可欠なものだといふふうに考えてお

りまして、そういう意味で考えますと、現実には十分に字幕放送が行われていない状況でござい

ますので、聴覚障害者がテレビジョン放送の効用を十分に享受できるように施策を展開する必要があります。これは常々大臣から御指導を受けているところでござ

います。

○下村泰君 今、厚生省と通産省ですか、お話を聞いていると、言葉の上ではもうすばらしい。聞いているだけではもう聴覚障害者の方が何ら支障なく文字放送が見られているというふうに聞こえるので

ある。ところが、以前、郵便法が日本で最も古い差別禁止法の一つであるといふことを私は申し上げたことがあるんです。聴覚に障害があるというだけで、聞こえる人との間に違いや差別があつてはならないという思いがいつてもするんですけども、差別という言葉を使つとオーバードと言われる方がいらつしやるかも知れません。でもその認識が他人事であつて、自分のことではないから物事の進展を遅々としておくらせるということになつて

見ながら、もしこんな状態になつたら私はどんなふうになるかなといふふうなことを考えながらよく見ることがあります。

そう考えますと、これ理屈で考えている場合じゃないと思ふんですよ。私は単純に物事を考える人間ですから、とにかくもつとつと拡充されるために、今考えられること、できることを次々にやってみることが一番大事だと思ふんです。いろいろな理由がありましよう。でもその一つ一つを克服していかなかつたら前へちつとも進まない。大臣どういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺秀央君) 常々下村先生からはこの障害者の皆さん方に対する、本当に私どもが

いかにいたいただく中でも心温まる御指導をいただいてまいりまして、郵政省といたしましては、今日のこの障害者の皆さん方に対する施策はむしろ下村哲学が基盤であるというぐらゐに本心に敬意を表しながら、全くそういうことで取り組み、できるだけの努力をいたしてきたつもりでござい

ます。政治家としても、私は政治の中で一番大切なことは、恵まれない人たちのために政治がどういう役割を果たせるかといふところが政治家として一番大切な現点であるといふふうにもかつてこの場で申し上げたところでございます。

そういう観点からも、きょう先生からのこの字幕放送の問題について再度また御指摘をいただいているわけでありまして、本年の七月中旬に聴覚障害者向け放送番組等の制作・流通に関する調査研究会というのを小野沢行政局長のもとに設置をいたしまして、これはもう予算措置をいたしたわけでありまして、これはもう予算措置をいたしたわけでありまして、諸課題と解決方策について多角的な調査研究を実施したいと思つてい

りというか、哲学をつくる、政策をつくる。その間ただ手をこまねているというのではなくて、御指摘いただき、御指導いただいている諸課題についての問題解決のための努力は行っていくことは約束をいたしていききたいと思っております。この研究会の成果を各種の政策に活用していきたいと思っております。

それから、字幕放送、文字放送の実施計画について、各放送事業者から近く実施計画をどういうふうに行っていくか、あるいはやる考えですかというのをひとつ放送行政局長のもとで聴取をしていただこうと思っております。これはNHKだけが努力をしているということであってはいけません。まさに今日マスコミの方が権力の大きなものがありますけれども、しかし放送電波を管理する役所といたしましては、そういう政治、経済の責任ある立場から、行政の立場から各放送局を、ひとつこれらの問題に取り組んでいる実態を把握させていただく、そして促進方、指導を行ってまいりたいと思っております。一生懸命にやっていますので、御理解を賜りたい。一生懸命にやっていますので、御理解を賜りたい。

○下村泰君 いろいろとありがとうございます。私がここで言う聴覚に障害のある方というのは、何も障害者手帳を持った方々だけではないんです。老人性の難聴の方々も含めるわけです。そうしますと、これはほかの役所の方々も来ていらつしやるので聞いていただきたいんですが、今大体六百万といいますが、これ二〇一〇年になりますと四人に一人が六十五歳以上になります。そういう状態になったら六百万どころの騒ぎじゃないですよ。老人性で聞こえなくなる人も含めれば一千万近くなりますよ。そうしますと、この聴覚障害者に対するそういった放送もあややおそかにではなくなるわけですね。ここにこんな文章があるんですよ。

耳が遠くなったお年寄りや病気で聴力が減退した難聴者や中途失聴者が家族と一緒に、新年を祝う各地の行事に見入り、その来る年を論じる座談会を聞き、お笑いタレントの軽妙な駄じやれに涙を流すほど笑いこらげている。画面の映像や出演者のプロフィールを題材に家族との団らんにも花が咲いている。

これは夢物語なんです、あくまでも希望なんです、この文章はね。けれども、私、これわからないことではないと思うんです。例えば文字を出しますわね。文字を出したときに、いわゆる漫才で言う突っ込みと落としですわね。突っ込みと落としを一遍に字を出されたら、これはおもしろくも何ともありませんけれども、突っ込んである言葉が出て、落とす言葉が出れば、これはやっぱり笑えるわけですよ。ですから、暗黙者、目に見える方が落語の本を読む。これは順序よく正しく読んでいけば、言葉が活字になつていても結構落しとへくれば笑えるものなんです。それが調子よく突っ込みがぽんと出た、言葉が出た、受ける言葉の落としがぽんと出たとすればやはり笑えるわけなんです。ですから、この人の書かれた文章というのは、私は物すごく感覚的にわかるんです。

もう一つ、ちょっとこれは長くなりますが、御辛抱願いたいと思います。字幕のついたテレビドラマやクイズを、継続して視聴することは、知らず知らずの間に受ける、またとな国語教育の場ではないだろうか。これは、健聴児の話であるが、いまの幼児は、一〜三歳のころから、「1」「3」「4」「6」「8」「10」「12」の数字から覚えていくという（東京の場合）東京にお住まいの方であれば、すぐお気付きになるであろう。これはテレビのチャンネルの数である。いまの子供は、乳幼児のころからテレビのとりこになつていて、チャンネルの数字をすぐ覚えてしまふらしい。

また、こんな話も幼稚園の先生に聞いたことがある。「うちの園の子は、「湖」のような難しい字を読めるんです。ですけれど、だれも「みずうみ」とか「こ」とは読めず、「うみ」と読むんですよ」

もう四〜五年前のことになろうか。大相撲で「湖」の漢字のつく、ある横綱が連勝を続けていたころのことである。これらの数字や漢字は、幼稚園の先生や両親が教えたわけではない。テレビの教育番組で、数・文字の教育として扱ったものでもない。幼児が、テレビから、知らず知らずのうちに学んできたのである。この面でも、聴力障害者は長い間、置き去りにされてきたのである。

今度はある学校の先生のお話ですが、雙学校の高等部の野球部が、普通高校の野球部と初めて試合をした時のことである。接戦が続く中で、相手の普通校のベンチからは盛んなやじが飛び、雙学校のベンチが一球投げる度に、バッターが打席に立つ度に普通校側のベンチは、やじでわかえるようである。雙学校の生徒は、やじはそのまま伝わらないが、その雰囲気はわかるであろう。しかし、雙学校のベンチは、シーンとしたままであった。そのせいでもないであろうが、試合も少々押されぎみである。

けないようにしつかりヤジれ！ヤジれ！」と手話、指文字、口話など、できることすべてを動員して、生徒たちを励ました。

しばらく考えていた部員たちは、相手のバッターに向けて大声で「やじーやじー」と、どなつたそうである。

聴力障害者は、常識に欠けているといわれることがある。それは、このように子供のことから、ひとりだに耳に入ってきて、知識となつて「常識」が、聴力障害者には耳から入ってこないからである。

上げたように目が見えなくなる、あるいは耳が聞こえなくなるというような状態を想像したら、その人たちのために一時間でも、それこそ一秒でも早くそういう方たちの心安かれという方法をとるのが私は行政の立場にある人間のあれじやないかと思うんですが、本気にやるかやらないか、これが問題だと思っています。

大臣、問題点を挙げますと、即アメリカ並みに全部やらねばそれは無理です、感覚が違いますが、でも二、三年あれば、あとはやる気があれば飛躍的に番組はふやせると私は信じております。もう一度この問題について大臣の姿勢を伺わせていただきたいと思っております。私は今やめてほしくない大臣が二人います。一人は渡辺郵政大臣、いま一人はここで名前はばかりですが、大臣がいらつしやる間に、交代されるまでに何とかめづつてほしいんですね。やっぱり大臣になる方も人ですから、人によつてはこういうことに全然興味を示さない方もいらつしやるんですよ。私はもう十五年もここにおりますから、いろんな方にお会いしましたけれども、いろんな方がいますよ。口先だけでおしまいにしちゃう方もいます。こちらからお願ひに行くとして歩いて歩く大臣もいます。そういうことなんで、ひとつここで大臣の本当に決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺秀央君) ありがとうございます。しかし、これいつ改造になるかわかりませんので、しかし、任期の限りにもかくにも先生からいただいた御指導を一步でも具体化していく方向をつけていくべく努力をいたしたいと思ひます。

その一つは、先ほど申し上げた研究会、放送行政局長のもとにおける研究会において、まさに今の先生の御発言を私はこの場で局長にも命じたいと思ひますけれども、そつくりこの研究会で御披露をしておらうと思ひますね。本当にすばらしい先生の御発言であり、あるいはまた今の野球のお話などは全く胸が痛い思いでお聞きをいた

しておりました。

ただ、政治というのは確かに口先だけのことでありませぬので、これをどういうふうにするかというところが何と一つも一番大事なことです。その予算も御案内のとおり、まあこれははつきり申し上げて、健康な人たちが恵まれない人たちのために結果的には負担増というか、そうなるわけでありませぬから、そこをどうも踏まえながら、バランスのある、しかも思いやりのある、そして着実に前進していく、途中でへたつてやめるようなことにならぬような、そういう政策にしていかなきゃいかぬ問題だと思ひます。

そういう意味で、我が郵政省としては、本当に私はほかの省庁に劣ることのない非常な努力を職員員の諸君たちがよくやつていただいていると思ひますので、私は責任者としてこの精神を今後とも引き続いて大事に育てながら、そして郵政省、郵政マンの諸君たち、あるいはまた郵政省と関係する機関の皆さんに至るまで、こういうた福祉、あるいはまた恵まれない障害者の皆さんに対して、あるいはまた老人の皆さんに対してやれる施策を、ぜひ前向きに進進をしていくための努力をしていただく、そんな出発に、きょうは電波法を決めていただく上に当たりまして、なお決意を新たにいたしていただくところでございます。

○下村泰君 常任委員会もテレビカメラを置いて広く国民の皆様に見てもらおうというような話が出てくるそうなんですけれども、実際今のお話をテレビカメラを通じて全国の障害者の皆さんが聞いた、涙流して喜びますよ、本当に。これはお世辞でも何でもありません。人の心を打つた打たないかというのは、その人の心情が相手の心をつたう打たないかです。ただ単に活字のみ上つ面で幾ら美辞麗句を並べて読まれたってだめなんです。言葉が少なくても心を打つ言葉というのは幾らでもあります。ですから、今のような言葉を障害者の皆さんが聞いたならば本当に喜ぶと思ひます。文部省に伺ひます。

本一本許諾を取つてやらなきゃならないわけですが。盲人の点字図書館などは特例で自由に点訳や録音ができるといふ著作権法の三十七条の規定があるわけですが、字幕ビデオはそれができない。字幕ビデオがライブラリーという、聴覚障害の方々のためにそういった公共施設でちゃんとやればできると私は思ひますが、ここ七、八年、文教委員会でも取り上げてきたんですけれども、その後幾らかよくなつてきているようですが、現状はどうでしょうか。

○説明員(伊勢呂裕史君) お答えいたします。映画やテレビ番組などで字幕を挿入したビデオを作成する場合は、基本的にはせりふを要約なり省略することになりますので、著作者人格権であります同一性保持権が働きます、あわせて原作とか脚本の保護案件というものが働くわけです。また、映画の著作物の複製権が働くなどの権利が働きます、著作権者などの許諾を得なければならぬというふうになつておるわけでございます。

しかしながら、聴覚障害者のための字幕ビデオの作成につきましては、聴覚障害者の情報入手の充実なり必要性と著作権者などの権利保護との調和を図る観点から、この許諾手続を簡易、迅速なものとするよう、昭和六十二年以来、社会福祉法人の聴覚障害者情報文化センターが字幕ビデオライブラリー共同機構を組織いたしました、聴覚障害者側の窓口となり、各権利者と包括的な契約を締結してきております。

この間、文化庁といたしましても権利者側を適宜指導してまいりましたが、その結果、同センターが、放送局、映画会社にはマスターテープのコピーが程度の実費で、それから脚本家などの権利者には非常に低廉な使用料を支払うということによりまして、障害者の希望にこたえ、貸し出し用の字幕ビデオ作成、提供をすることができるようになつたというふう聞いております。

この字幕ビデオライブラリーの共同機構には現在四十八県市が参加いたしております、これが昭和六十二年は四県市でございましたもので、相

当ふえてきておるわけですが、各県市に一カ所ずつ地方ライブラリー機関を置いておると聞いております。現在字幕ビデオライブラリー共同機構では年間百二十作品程度の字幕ビデオを作成しております、現在までのところ累計六百作品以上に上る作品について提供をしておるというふう聞いております。

なお、放送局以外の番組制作者につきましては、一部実施されているものの、まだ全体のルールができておりませんので、文化庁といたしましては全体の適切なルールの早期形成に向けて関係者を指導してまいりたいというふうに思つております。

また、字幕ビデオライブラリー共同機構の方に聞きましたところ、聴覚障害者の要望に適切に対応するために、専門能力を持った字幕の要約者の育成に努めていると聞いておりまして、それによつて聴覚障害者が適正な字幕ビデオを十分利用できるようなことを期待しておる次第でございます。

○委員長(粕谷照美君) 速記をちよつととめてください。

〔速記中止〕

○委員長(粕谷照美君) 速記を始めてください。○下村泰君 少しは何か前よりはよくなつたような気がするんですけども、まだ何か根本的な解決にはなつていない気がするんです。文部省さん結構です。

次に、文字多重の免許について伺ひますが、現在、字幕放送のついた番組を例えば東京のキー局が制作して各地へ流しても、その地方局が文字多重の免許がないとこれは流せない。わざわざ消しているという状態なんです。せつかくキー局から来ているそれを消して放送しておる。では免許を取ればいいじゃないかというところになるんですけども、免許料や設備投資にかけるお金の問題があるわけなんです。今のところもうかる商売ではありませぬから、ちよつと制作すれば多額のコストがかかるわけなんです。

ある人に試算してもらったんです。北海道の今の局で免許を取って設備を整えると数千万円かかると言われている。字幕についてはテレビの免許があればそのまま流していいと思うんですが、どうなんだろうね。また、この設備や免許料の減免を考えると必要と思いますが、どうなんだろうね。北日本放送のような例も聞いておられますが、これも根本的な解決にはならないんです。いかがでしょうかね、こういうこと。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。まず、免許関係手数料についてでございますが、これは免許申請の処理に要する実費に見合う額を申請者から徴収するものでございまして、そういう意味では、字幕放送促進のためにそれを軽減するということは手数料制度になじまないというふうに考えております。

そこで、郵政省としては福祉への貢献は重要政策課題として数多く取り組んでいますから、そういう意味では、字幕放送の一層の促進という観点から、字幕放送を可能とする文字放送設備の取得に必要な資金につきまして、昭和六十一年度から財投による低利融資制度を導入して設備投資の負担が少しでも軽減されるように努力しているわけでございます。こういった制度の徹底を事業者に対して図りたいと思っておりますが、なおそれ以外にどういう方策が講じられるかということも、さきに大臣が御答弁申し上げました調査研究の中でさらに研究を深めたい、腰を据えてかかりたいというふうに考えております。

○下村泰君 次に、通産省に伺いますが、文字放送アダプターあるいは内蔵型テレビの製造状況について教えてください。文字多重が始まったときと今と比べて、製造台数とか、減っているのかふえているのか、減っているとすればその理由を聞かせてください。

○説明員(青柳桂一君) 放送が本格的に開始されましたのは昭和六十年でございますが、アダプター内蔵型テレビにつきましては昭和六十三年に販

売が開始されております。それ以降約八万台ぐらの販売を達成しておるわけでございまして、ところが最近に至りまして、平成二年、三年と連続してございまして、景気低迷が続いている中で消費者の需要が急速に冷え込んだのではないかと考えているわけでございまして、例えば株式情報提供を利用しているユーザが減ったとか、そういったものも要因によるかと思いますが、そこで需要が急速に冷え込みまして、平成二年、三年におきましては約半分の三万五千台程度まで落ち込んでいくというのが現状でございます。

○下村泰君 通産省では、内蔵型については通常のテレビよりも三万円は高くなるので、アメリカのようなデコーダー法はすべての国民にそれだけの負担増を強いいるということになり無理だと言われるわけなんですけれども、その三万円というやつの根拠は何なんですか。

○説明員(青柳桂一君) 三万円というコストアップの根拠につきましては、さほど明確な根拠というわけではございませんが、現在販売されておりますアダプター内蔵型テレビとアダプターを内蔵しないテレビとの比較をしてみますと、販売価格の差額が、メーカーによつてちよつとばらつきはございますが、大体二万円から四万円程度にばらついておるという状況でございまして、これから三万円というの出たのではないか思っております。

ただ、製造上の観点からこの二万円ないし四万円のコストアップの要因というものを私もなりに分析してみますと、アダプターにつきましては、一つは聴覚障害者向けの字幕放送対応だけになつていくわけじゃないでございまして、それ以外にも株式市況とか天気予報等の文字多重放送対応の複合型というふうになつておるわけでございまして、それからまたそれ以外にも、日本語でございまして、英語と違ひまして表示する文字が非常に多い、約四千文字ほど使つておるといふことでございまして、そのほかにいろいろな要因があるわけでございますが、こういったものを総合しまして

約三万円ほどのコストアップになつていゝのではなかつたかというふうな推察しておるところでござい

ます。○下村泰君 日本の場合、文字多重ということやそれから漢字使用ということでかなり複雑になりますわね。ですから、その点でこれは理由になると思うんですけども、三万円というのは、メーカーの方の説明を伺つても、もう下がらないということなんだそうです。

ならばということ、こういうことを言う方がいらつしやるんですね。川崎医療福祉大学教授で福祉システム研究会代表の太田茂さんという方な

んですけれども、日本の文字放送規格に対する私の率直な印象は、大変欲張つた豪華な規格だということである。ご承知のように我々日本人は、漢字かな交じり文という日本語独特の表記法を利用している。これは、文の大意を短時間で把握するには大変便利な表記法であるが、手書きするには時間がかかるし、コンピュータで打つにしても漢字の複雑な字体を表現するため大量の記憶要素が必要となる。字幕放送においても、この辺の事情が重なり、複雑な規格になつたよう

だ。その結果、機器価格の上昇を招き、ひいては、普及の大きな足かせとなつてゐる。この解決策として、二つの提案をしてみたい。まず、デコーダの価格を下げるため、現行の日本規格から、字幕放送に必要な部分のみ拾ひ出したサブセット(部分集合)規格を定めることを考えてみた。例えば、字幕以外の文字番組やグラフィック情報は諦める。しかし、専門家の意見では、サブセットを定めても、殆どの回路部分は省略できないため、デコーダ価格の大幅な低下には結びつかないだろうとこのことである。

いゝんなことを考えていらつしやるんですけれども、何かどこかにこの方法があるんじゃないかなというふうな思ふんです。この方は今のような問題を提起されておりますけれども、こういう人や

聴覚障害のある方も一緒になつて考えていくことが大切で、聴覚障害の方が望んでいるものと今の文字多重とのギャップ、これを埋めることの大切さを言われているわけです。こうした姿勢が必要だと思ひます。

そこで、厚生省に伺いますが、文字放送アダプターとそれから内蔵型テレビを日常生活用具の対象に含む意思はありますか。東京都は独自に支給しています。大分でも助成制度が昨年十月から始まりました。埼玉県も鴻巣市でも同様のことがやられてゐるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(松尾武昌君) 日常生活用具にデコーダーを取り入れることにつきましては、厚生省の立場から申し上げますと、まずデコーダーの内蔵テレビが普及しておるといふことでありますので、そちらの方を急いでやつていきたいということが一つ、アメリカ等では全部内蔵されているという状況もありますので、むしろそちらの方でということを考えておりますが、日常生活用具につきましては毎年二つ、三つの新規の種目を取り入れております。どういふ種目を取り入れるかこれから検討の課題にしていきたいと思つております。

○下村泰君 ぜひひとつ実現させてほしいと思ひます。内蔵型の三万円差というのは、今のやり方では量産しても、あるいはすべてに義務づけてもせいぜい二万円にいくかどうかかわからないが、とにかく少しでも安くなるように何らかの対応を期待したいんです。

現在、内蔵型アダプターの製造に最も努力していると思はれるのが富士通ゼネラルの社長なんです。この社長が三月二十九日に投資をしてゐるんですが、こういうことを言われておるんです。富士通ゼネラル社長の吉川さんという方ですけれども、字幕放送の拡充については業界としても「字幕制作共同機構」に資金援助を行うなどの協力とともに、文字放送受信機メーカーとして受信機器の開発、普及に努力してまいりました。

これは字幕放送が聴覚障害者に対する公共情報など重要な情報の伝達手段として有用であるからです。

わが国でも公共の情報を流す番組の文字放送の推進とともに、文字放送用受信機購入などに国も助成策を講ずるべきだと考えます。メーカー側もそれに対応して受信機生産に本格的に取り組めるようになると思うのです。

どうなんでしょうか、通産省としてメーカー助成や開発助成、お金ということもありますけれども、今後どういう対応をされますか。それを一言お伺いして、通産省の方結構です。例えば物品税の減免の要求、これもいいと思います。また、今後手に入りにくいなどということがあっても困るわけですから、いかがでございましょうか。

○説明員(青柳桂一君) 現在、アダプター内蔵型テレビにつきましては、技術的な課題というものは相当程度もう克服されておるのではないかと、うふうに考えておるわけでございます。そういったしますと、この問題は基本的には、福祉政策のもとで個々の聴覚障害者の方に対する個別の助成金による対応が最も適当ではないかというふうに考えておりました、私どもも関係省庁にお願いをしているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、字幕放送につきましては極めて大事なものであると認識しております。利用希望者の中で入手が困難であるというような状況が仮にあるようでございますれば、十分な供給が可能ないように働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。でございます。また、あるいは新たな技術的な課題というものが出てきた場合には、これに対しても十分に対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○下村泰君 次に、制作コストの面から少し伺いますけれども、行政の広報番組には必ず字幕をつけるというふうにして、スポンサーの行政がその

コストをカバーする、音声多重のところだけスポンサーを別につけるといふものもあるんです。アメリカの方ではそういうことがあるらしいです。字幕をたくさん出す、そこだけスポンサーが別。全体の番組とまた違うんですね。そういうつけ方をしているものもあるんだそうです。そうなりますと、何か総理府でよく提供する番組ありますよね。ああいうのなかでも総理府がコストをカバーしてあげるとかいうような方法をとるといふこともできるんじゃないかと思うんですが、全庁庁でこういうことをやりますと大変結構だと思うんですが、それに先駆けてまず郵政省が、何といたつても大臣が理解があるんですから、アダプターをつけるとか内蔵型にかえるといったようなことについてひとつとどんだん啓蒙していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(木下昌浩君) 郵政省におきまして、郵便局のイメージアップという観点から広報番組を提供しているところでありまして、けれども、ただいま先生御指摘の字幕の問題につきましては、確かにその必要性を痛感するわけでございますが、提供番組の内容もいろいろ変わつてまいりますが、その内容も踏まえなければいけませんし、また聴覚障害者の方々のニーズの程度の問題もありまして、それから経費の問題も若干あると思っております。その辺も十分把握いたしまして前向きで検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点のアダプターの問題でございますが、これも予算を伴うものでありますので、どの程度できるかということは今こゝではつきり申し上げるわけにいきませんけれども、できるところから私も考えてまいりたいというふうに思っています。

○下村泰君 現在、字幕は字幕共同制作機構、これはNHKや民放数社がお金を出してやっているんですが、そこが社会福祉法人の聴覚障害者情報文化センターに委託してやっています。少人数で手づくりですからもう目いっぱい、予算もない。こ

ういう事業に厚生省、郵政省、何らかの直接的な助成はできないものか、ちよつとお伺いします。

○説明員(松尾武昌君) ただいまの聴覚障害者情報文化センター、私どもの所管の法人でございますが、この法人につきましてはテレビ番組の字幕制作のほか字幕つきビデオの制作等を実施しております。字幕制作共同機構につきましては各放送事業者の委託を受けて実施しております。これも年々ふえていくように聞いております。私どもといたしましては、むしろ聴覚障害者情報文化センターに對しましては、ビデオカセットライブラリー制作・貸出事業を委託いたしましたことの充実に努めておりました。そのテレビ放送自体につきましてはこれからはますます充実するように指導してまいりたいと思っております。

○政府委員(小野沢知之君) 字幕放送の普及促進につきましては、郵政省として全力投球で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○下村泰君 そこで大臣、いきなり参りますけれども、ステレオコン、ステレオワードというのを御存じでしょうか。私もこれは実は専門的なことはよくわからないうえです。簡単に申し上げますと、これが話された内容を即座に大型スクリーンやテレビ画面にその場で表示できるものなんだそうです。同時通訳の即時表示が可能となったということなんですけれども、これを字幕放送に使用するのは技術的には大きな問題はないそうです。問題は、要約が必要になるだろうということなんです。ここにおられます速記者が必要になるということが問題になります。

大臣は、昨年十二月十三日の予算委員会でも角的に研究させておっしゃいました。その具現化の一つが視覚障害者向け放送番組等の制作・流通に関する調査研究ということだと思っておりますが、局長にも先般伺いました。この研究会の具体的なテーマ、メンバーの人数のあり方についてなんです。技術的な研究や開発についても、今のステレオコンの研究なども含めて検討していただきたいし、民間の技術者や積極的にやっている人

たち、あるいは当事者を含めたものであつてほしいと思います。予算が四百万円ですから、一体何ができるのか本当にこれは不安になります。幅広く、より多くの人が集うものにしていただきたいと思ひますし、NHKが悪いというわけじゃありませんけれども、NHKの考え方、技術だけではないさまざまな提案、方法、問題を考える研究にしたいと思ひます。

そういうことについてどういうふうには大臣はお考えでしょうか。ひとつお答えを願つて、私はおしまいにしたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) 大臣の前にお答えいたしますが、今御提言のございました技術開発の問題、当然テーマに掲げますし、それから人選に当たりましては先生御指摘の点を十分踏まえたかと考えております。

○国務大臣(渡辺秀武君) 今局長が申しましたように、このステレオコン、ステレオワード、私も現物に触れたわけがありませんけれども、非常に大切な問題の指摘であると思ひますので、これは思ひ切つて、今局長が言ひましたように、研究会で具体的な何かが方向づけられるようにやっていただいたいの思ひです。とりあえずそういうこととで御理解をいただきたいと思います。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(粕谷照美君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(粕谷照美君) 御異議ないと認めます。

○委員長(粕谷照美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、関根則之君及び伊江朝雄君が委員を辞任され、その補欠として二木秀夫君及び松浦孝治君が選任されました。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、電波法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

法案に反対する主要な理由を述べます。

第一は、電波法施行後今日まで無料だったものを始めて有料化するという重大な転換をするにもかかわらず、十分な国民的合意が得られていないことでもあります。

いわゆる予算関連法案であるにもかかわらず、法案整備のおくれと、提出期限直前に全国知事会、全国市長会などの地方六団体から「電波利用料の地方負担反対に関する緊急要望」が出され、慌てて自治省と折衝して法案の修正を行い、一カ月もおくれで提出したことに端的にあらわれているように、国民的合意を得たものとは到底考えられないのであります。

第二は、利用料金の性格についても明確でなく、料金の算定根拠も不明確な上に、出力や利用周波数帯、地域などを無視した料金体系になっていることなど、矛盾に満ちた料金体系になっていることでもあります。

また、有料化にしながら、急増する電波利用者から料金を徴収する人的な体制強化の方針もなく、公平な法執行が保障されるものでもありません。

第三に、郵政省は、利用料制度創設に当たって、違法電波の急増とその対策を大義名分に掲げていますが、利用料を徴収しても違法電波が大きく減少する保障がないことでもあります。

質疑を通じて明らかになったように、違法電波を監視・摘発するための移動監視車は三年間にわずかに数台の増であり、取り締まりの決め手になる人の問題では、対応する地方電気通信監理局の定員は、政府の臨調行革に基づく定員削減政策によってこの十年間に一割近く減少しており、これを増員する計画もない状態であり、これでは受益者負担の論理は成り立たないと言わざるを得ない。

いのであります。

以上で私の反対討論を終わります。

○委員長(粕谷照美君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

電波法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私、ただいま可決されました電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、連合参議院、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、高度情報社会における電波行政の重要性にかんがみ、広く国民の意見を聴取し、時代に即した健全で活力ある情報社会を構築する電波行政の推進に努めること。また、その取り組みにあたっては、国民各層の意見が反映されるよう各種委員会の構成に配慮すること。

一、電波利用料制度の創設によって、電波行政経費の負担を免許者・利用者に安易に転嫁することなく、一般財源による十分な電波行政予算の確保に一層の努力を行うことにより、充実した電波行政を推進すること。また、電波利用にかかる国の公平な負担にも努めること。

一、免許者の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料を財源とする施策とその他の施策を明確に区分するとともに、電波利用料制度の実施状況を明らかにすること。

一、電波利用料制度の創設に当たり、関係者への周知徹底による十分な理解を得て、電波利用料の徴収に万全を期し、公平な制度の定着を図ること。また、今後、電波利用料の見直しを行う場合は、その後の電波利用の推移等を勘案し、関係各方面の意見を踏まえ、安易に値上げすることのないよう適切に対処すること。

一、急増する不法無線に対し、実効ある監視体制の整備を図るとともに、違法無線機器の法的規制を含め有効な対策を早急に検討すること。また、利用者のモラルの向上・正しい知識の普及にも努めること。

一、無線局管理にかかるデータベースの整備に当たっては、その指針を明らかにするとともに、推進体制を整備し、円滑な実施に努めること。

一、免許者等関係者の要望を踏まえ、免許手続きの簡素・合理化を推進する等、電波行政事務の効率化を図ること。

一、電波が有限稀少な国民共有の財産であることにかんがみ、周波数の有効利用を促進するとともに、新たな周波数資源の開発を積極的に行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(粕谷照美君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(粕谷照美君) 多数と認めます。よって、大森昭君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、渡辺郵政大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。渡辺郵政大臣。

○国務大臣(渡辺秀央君) ただいま電波法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じております。まことにありがとうございました。

○委員長(粕谷照美君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(粕谷照美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

平成四年六月十六日印刷

平成四年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K